

最高裁平成八年（行ト）第二二号、八・一一・一決定

決 定

抗告人 X1

同 X2

同 国鉄労働組合近畿地方本部

相手方 西日本旅客鉄道株式会社

被参加人 中央労働委員会

右抗告人らは、東京高等裁判所平成七年(行ス)第四号訴訟参加申立却下決定に対する抗告について、同裁判所が平成八年三月二十五日にした決定に対し、抗告の申立てをしたので、当裁判所は次のとおり決定する。

(主文)

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

(理由)

民事事件について最高裁判所に特に抗告をすることが許されるのは、民訴法四一九条ノ二所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条所定の場合に当たらないと認められる(なお、原審が、相手方は本件訴訟の結果により権利を害される第三者として行政事件訴訟法二二条に基づき本件訴訟に参加することが許されたとした判断は、正当というべきである。)。

よって、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人らに負担させることとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷